

高齢単身者・身体障がい単身者世帯【世帯区分コード：94、98（優遇あり）】

【住宅仕様】 この住宅は数カ所の手すりを設置しています。

【資格】 募集案内書の7～8ページの（1）～（5）、（7）及び9～16ページの資格を備え、次のいずれかに該当する方。

（ア）60歳以上の方で配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）

（イ）身体障害者手帳1級から4級までの手帳を所持し、配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）

（ウ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者の対象となる難病患者等の方で配偶者がいない方

（ただし、常時介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は除きます）

【抽選優遇制度】 （1）一定の要件に該当する方は、抽選番号を多く割り振る抽選優遇制度の適用を受けることができますので募集案内書の19ページをお読みください。

（2）世帯区分による抽選優遇制度に該当する方は、申込書の世帯区分コードは"98"（高齢単身者・身体障がい単身者（優遇あり））になり、該当しない方は"94"（高齢単身者・身体障がい単身者）になります。

（3）世帯区分による抽選優遇制度の適用を受けて仮当選された方は、資格審査時に抽選優遇資格を証する書類（身体障害者手帳の写しなど）を提出していただきます。

（4）世帯区分による抽選優遇資格のない方が、抽選優遇制度の適用を受けて仮当選しても失格となります。

【注 意 点】（１）配偶者がいる方は申込みできません。（ただし、離婚手続き中の方またはDV被害者は申込み可能）

※DV被害者の内容は、募集案内書の22～23ページに記載しています。

（２）単身者世帯（募集案内書26ページ参照）で申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。

また、単身者世帯の住宅の仕様は一般住宅と同じ仕様です。（緊急通報システムと手すりはありません）

（３）仮当選後の資格審査時に単身入居者のための申立書（単身で生活ができるかどうかを確認するための申立書）を提出していただきます。